

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

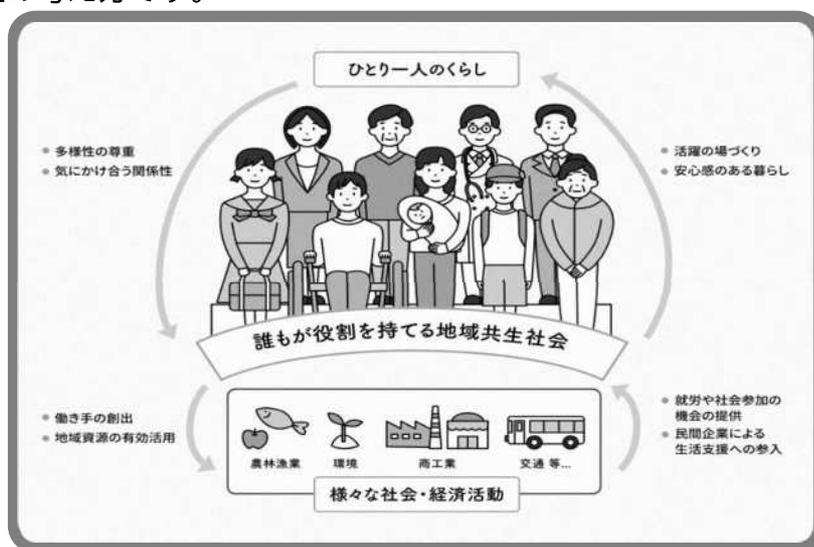
少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症*の影響などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、日常生活に不安や困難を抱え、支援を必要とする方が増加しています。さらに、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題*」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア*」、こどもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー*」など、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースが見られるようになりました。

地域のつながりの希薄化が進むなか、地域福祉に求められる役割が大きくなっています。多様化する支援ニーズに対応し、誰もが安心して地域で暮らしていくためには、行政だけでなく地域住民とも協働し、全市総ぐるみの地域福祉の推進が特に重要となっています。

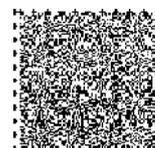
第2節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、互いに「つながり」・「支え合い」ながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組です。地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。こうした考え方のもと、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で役割をもちながら暮らしていける社会である「地域共生社会*」を実現することが求められています。

市民、ボランティア、NPO*、事業者、行政、社会福祉協議会等が互いに協力し、助け合うことで、すべての人が暮らしやすい「地域共生社会」を実現しようというのが地域福祉の考え方です。



出典：厚生労働省
「地域共生社会の
推進」



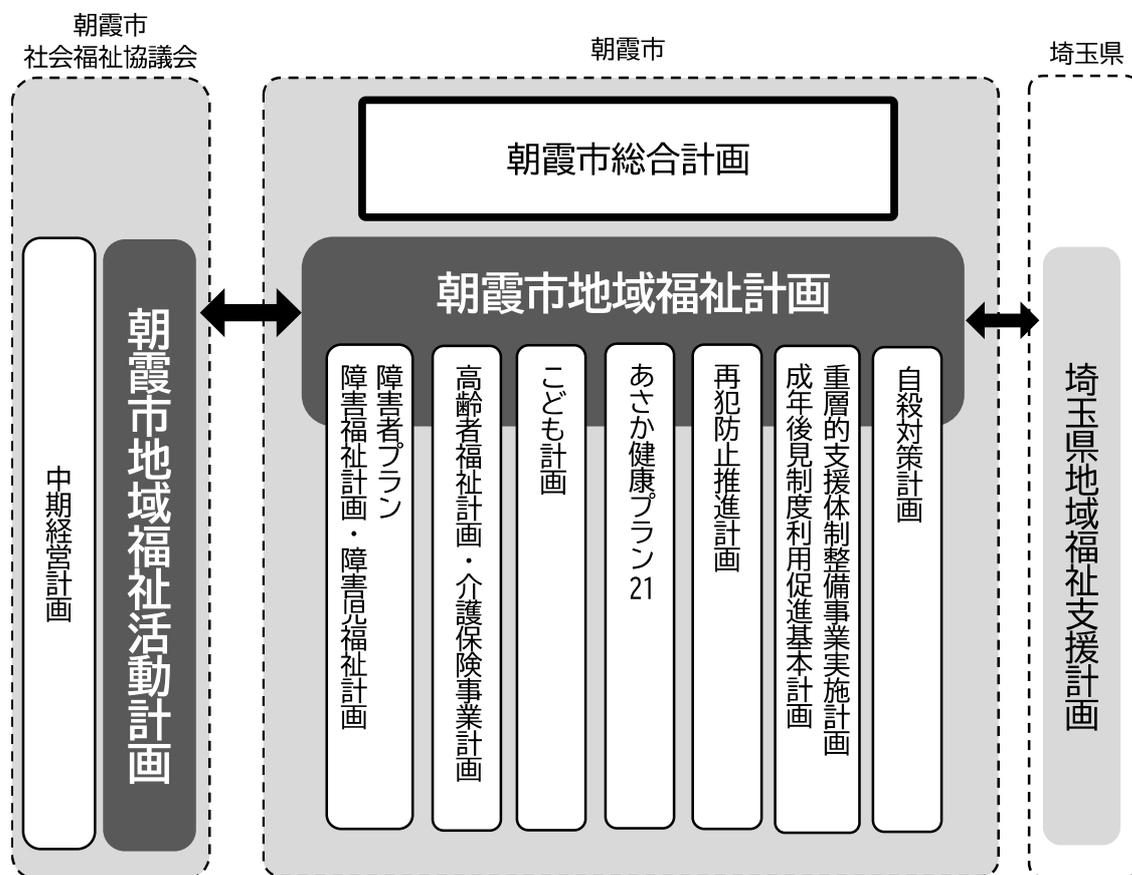
第3節 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画で、朝霞市（以下「市」という。）が策定します。

地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体が主体となった具体的な活動内容を記載する計画で、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が策定します。

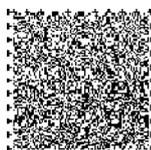
朝霞市と社会福祉協議会では、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉のさらなる推進を図るため、両者を一体的に策定するものです。

■第5期計画の位置付け



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。



第5節 社会情勢の変化

近年、地域福祉を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、さらには経済格差の拡大など、地域で暮らす人々の課題はより複雑化・多様化しています。これに対応するため、国や自治体では、制度の見直しや新たな支援の仕組みづくりが進められてきました。

■近年の地域福祉を取り巻く制度改正等

令和元 (2019) 年	「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ」の公表 ⇒包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について公表
令和2 (2020) 年	「改正児童虐待*防止法」「改正児童福祉法」施行 ⇒改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児童相談所（児相）の機能強化、児相と配偶者暴力支援センターの連携強化などを規定
令和3 (2021) 年	「改正社会福祉法」施行 ⇒令和3（2021）年4月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業*が創設された。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることを目指している。
令和4 (2022) 年	「改正児童福祉法」成立 ⇒令和4（2022）年6月、「改正児童福祉法」が成立し、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務化
	「第二期成年後見制度*利用促進基本計画」閣議決定 ⇒令和4（2022）年3月、第二期基本計画が閣議決定され、令和6（2024）年度末までに全市町村で基本計画を策定することとなる。
	「生活困窮者*自立支援のあり方等に関する論点整理」とりまとめ公表 ⇒令和4（2022）年4月、論点整理が公表され、今後社会保障審議会の関連部会において制度改正に向けた具体的な検討が進められることとなる。
令和5 (2023) 年	「第二次再犯防止推進計画」策定 ⇒令和5（2023）年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、第二次推進計画が閣議決定された。計画には、7つの重点課題について、96の具体的な施策が盛り込まれている。



令和5 (2023) 年	「こども基本法」施行・「こども家庭庁」発足 ⇒令和5（2023）年4月、こども施策を社会全体で、総合的に推進していくための包括的な基本法として施行された。また、同年同月、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に取り組むことを目的とした「こども家庭庁」が発足
令和6 (2024) 年	「第7期埼玉県地域福祉支援計画」策定 ⇒令和6（2024）年3月、令和6（2024）～9（2027）年度を計画期間とする「第7期埼玉県地域福祉支援計画」を策定 第6期計画を継承しつつ、重層的支援体制整備事業構築への支援や地域の高齢者、子育て世代、生活困窮者や貧困世帯を含む、超高齢化・少子化等、埼玉県における顕著な傾向への対応や支援などが盛り込まれる。
	「孤独・孤立対策推進法」公布 ⇒令和6（2024）年4月、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が施行
令和7 (2025) 年	「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ ⇒令和7（2025）年5月、令和2（2020）年の社会福祉法改正時の検討規定等を踏まえ、検討会議の中間とりまとめの中で、「地域共生社会の更なる展開に向けた対応」「身寄りのない高齢者等への対応」「総合的な権利擁護支援策」「社会福祉法人等の在り方」「災害への対応」等に関する方向性が示される。
	「全社協 福祉ビジョン 2025」策定 ⇒令和7（2025）年5月、令和7（2025）年度を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2025」を策定。福祉ビジョン 2020 策定後のコロナ禍を経て、改定の必要性が高まり、全国の福祉組織・関係者が、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた地域づくりを進めていく上での役割を再整理し、社会に発信、実践していくことなどが盛り込まれる。
	「住宅セーフティネット法」改正 ⇒令和7（2025）年10月、市町村の居宅支援協議会設置を努力義務化する、住宅セーフティネット法を施行

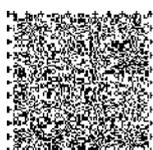
■SDGs の理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標(SDGs :Sustainable Development Goals)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる様々な課題解決に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいをもち、地域で支え合い、つながりをもつ「地域共生社会」の考え方とも共通するものです。

市や社協では、本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、引き続き SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第6節 前期計画の振り返り

令和2（2020）年度に策定した第4期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画では、基本理念に、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を掲げ、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

この間の社会情勢として、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域で人と関わる機会が減少し、地域活動が停滞を余儀なくされました。孤立や不安が広がる一方で、地域の中で「支え合う」ことの大切さが改めて実感され、地域共生社会の必要性が再認識されました。また、異常気象による災害リスクの高まりにより、高齢者や障害者など支援が必要な人への避難支援や見守り体制の強化などが、引き続き地域福祉の課題となっています。

誰もが支える側にも、支えられる側にもなる「共生」の視点を踏まえ、つながりを育む仕組みや、協働しながら支え合える地域づくりを一層推進していくことが求められています。

基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

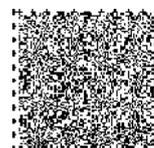
市民の暮らしを支える仕組みづくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり | ④権利擁護の推進 |
| ②相談支援体制の充実 | ⑤生活困窮者等への支援の充実 |
| ③保健医療・社会福祉サービスの充実 | ⑥地域住民の交流の促進 |

〇市の取組

生活困窮者の自立促進を図るため、相談支援を軸に就労や家計改善など多様な支援を通じて生活の自立と生活再建を支援したほか、地域包括支援センター*の6圏域への再編や、困難な問題を抱える女性の支援に対する体制強化など、相談支援体制の充実に努めました。また、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度*、こども人権相談などを開始し、権利擁護の一步を踏み出した一方で、さらなる理解促進と支援体制の充実に努める必要があります。

今後も地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりなど包括的な支援体制となる重層的支援体制整備事業など、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを検討していく必要があります。



○社協の取組

高齢者、障害者、児童など各分野において関係機関と会議や情報交換を活発に行い、「顔の見える関係」を築くことで、様々なニーズに応えるための相談支援体制を整えました。また、地域住民と共に地域の多様な生活課題を見つけ解決していくための仕組みづくりとして、コミュニティソーシャルワーカー*を配置しました。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな取組として、法人後見*事業を開始したほか、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度に関する情報提供や相談支援を継続的に行い、権利擁護の周知、啓発に努めました。今後、潜在的な課題を見つけるため、アウトリーチ支援*の充実を図り、支援を必要としている地域住民のニーズの解決につながるよう、関係機関との連携をさらに深め、支援体制の整備を推進していきます。

基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり

思いやりと支え合いの心づくりでは、以下の5つの施策を進めてきました。

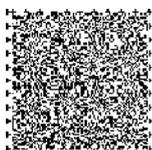
- ①地域福祉に関する理解と参加の促進
- ②支え合い・助け合いの気持ちの醸成
- ③地域での見守りの充実化
- ④情報共有・発信の充実
- ⑤地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成

○市の取組

SNS*等を活用した非対面でのつながりが広がり、情報の共有や支援の形も多様化する一方で、対面によるつながる安心感や信頼関係の大切さが、改めて見直されました。民生委員・児童委員*の個別訪問の再開等による地域での見守りや支え合いの醸成のほか、ふれあいスポーツ大会の再開やイベントボランティア制度の創設などにより地域参加の広がりが促進されました。今後も多様なつながりを活かしつつも、地域の中で人と人が向き合い、支え合う対面のつながりを丁寧に育むなど、地域の中で得られる信頼関係を大切に、誰一人取り残さない地域福祉が充実する仕組みづくりを進めていくことが必要です。

○社協の取組

コロナ禍に停滞していた福祉活動を再開し活性化していくため、ボランティア講座やボランティア体験プログラムを実施するとともに、福祉教育や出前講座を通じて幅広い世代に福祉に関する意識の醸成を図りました。地域での見守りの推進においては、“住民参加型”在宅福祉サービス「あいはあと事業」を SNS やチラシの掲示、また関係機関を通じて広く周知し、地域住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進しました。その他、福祉活動団体への助成金の交付や活動に関する相談支援、団体同士が交流できる場の提供など、地域づくりの活動が継続的に行えるよう支援しました。



身近な地域に関する様々な取組を誰もが「我が事」と捉え、自助*、互助*の意識を地域全体で醸成していけるよう、今後も地域福祉を考える機会の充実を進めていきます。

基本目標3 安心して暮らしやすい地域づくり

安心して暮らしやすい地域づくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|------------|--------------------|
| ①施設等の整備・充実 | ④外出・移動の支援 |
| ②防災対策の充実 | ⑤住まいの確保等への支援 |
| ③防犯対策の充実 | ⑥再犯防止の推進（再犯防止推進計画） |

○市の取組

地域福祉の基盤整備として、地域密着型のサービス事業所や障害者施設など福祉施設の整備・改修を進めるとともに、福祉避難所*の指定や災害時における避難行動要支援者台帳*の整備などを進めました。また、青色防犯パトロール*の運行などの地域の見守り活動の支援、外出困難な方への移動支援や福祉タクシー*制度の充実のほか、住居確保給付金などを通じた住宅確保要配慮者*への支援を推進しました。

なお、新たに再犯防止推進計画を本計画に包含し、保護司*や関係機関との連携による社会復帰支援を強化するなど、安全で包括的な地域づくりを進めました。

今後も、地域の安全とインクルーシブ*な社会の両立に努めながら、地域における安心の土台を築きあげていくなど、福祉と防災・安全の連携による持続可能な安心して暮らしやすい地域づくりを進めていく必要があります。

○社協の取組

社協が運営する施設において、利用者が安心・安全に利用できるよう設備点検を定期的実施したほか、火災・地震・水害等を想定した避難訓練の実施や、地域の防災訓練への参加、児童を対象とした防犯教室の実施など、防災・防犯に関する意識の醸成や環境整備を行いました。

また、被災地での災害ボランティアセンター*運営協力のため職員派遣を行い、有事の際にその経験を活かせるよう、職員間で情報を共有しました。

生活困窮者等への支援では、住宅確保が困難な相談者の状況をしっかりと聞き取りし、必要に応じて社会資源の情報提供や関係機関と連携を図りながら支援を行いました。

引き続き、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりを地域住民と共に推進していけるよう、災害への備えは平時からの住民同士のつながりが大切であること、日常の取組が災害時に活かされることを周知し、防災・防犯に関する意識の醸成を図っていきます。

